サイバー・イニシアチブ東京 2025
堀井外務副大臣　ビデオ・メッセージ

１　冒頭

●御列席の皆様、こんにちは。外務副大臣の堀井　巌です。本日は、「サイバー・イニシアチブ東京２０２５」でお話しする機会を頂き、ありがとうございます。

●国内外のサイバーセキュリティの第一人者が集うこの会議で、産官学の垣根を越えた活発な議論や交流が行われることを期待しています。

２　情勢認識

●サイバー空間は、社会全体の基盤となっており、サイバー空間を自由、公正かつ安全なものとすることは、経済社会活動、そして国家安全保障の観点からも極めて重要です。

●しかし、国家を背景とするサイバー攻撃を始め、サイバー空間における脅威も急速に増大しています。

●特に、昨今では、暗号資産の窃取、機微情報の窃取、ランサムウェア攻撃といった事案が日々発生し、対応の強化が急務となっています。

３　サイバー外交の推進

●この厳しい状況を踏まえ、外務省としては、いかなる国も一国だけではサイバーセキュリティを確保することはできないとの認識の下、国際社会と連携して

サイバーセキュリティを強化すべく、主に３つの観点から「サイバー外交」を推進しています。

（①「法の支配」の推進）

●第一に、サイバー空間における「法の支配」を国際社会全体で推進していくことです。

●サイバー空間の安全確保には、国際社会全体でルールを共有し、遵守していくことが必要です。この観点から、サイバー行動に関する国際法の適用の在り方や規範の実践について、国連を中心に長年にわたって議論が行われてきました。

●全ての国連加盟国が参加し２０２１年から５年間の会期で開催された国連オープン・エンド作業部会は、本年最終報告書をコンセンサスで採択しました。今後、その後継枠組みが設置され、サイバー分野の諸課題につき引き続き国連で議論が行われることになります。

●日本としても引き続き、国際社会における議論に積極的に貢献していきます。

●また、本年５月に成立した法律に基づく能動的サイバー防御においても、日本政府が今後行う措置が、国際法上許容される範囲内で実施されることを確保するために、外務省は重要な役割を担うこととなります。

●外務省としては、こうした観点からも、「法の支配」の推進に努めていく所存です。

（②サイバー攻撃の抑止）

●第二に、外務省として、サイバー攻撃の抑止にも取り組んでいます。

●物理的な攻撃と比べると、サイバー空間では攻撃の実施者の特定が難しく、攻撃側に有利な構図があります。攻撃者の匿名性を失わせることができれば、攻撃のコストを高め、サイバー攻撃の抑止につながります。

●そのため、同盟国・同志国と連携して攻撃者を特定し、その内容を公表する、いわゆる「パブリック・アトリビューション」の積極的な活用に取り組んでいます。

（③能力構築支援）

●第三に、開発途上国のサイバーセキュリティ能力の強化に向けた支援にも取り組んでいます。

●サイバー空間においては、一部の国の脆弱性が日本を含む世界全体のリスクにつながります。この観点から、日本にとって開発途上国を支援することは、自国のサイバーセキュリティにとっても重要な取組です。

●日本はインド太平洋地域を中心に支援事業を展開しており、１０月に日ＡＳＥＡＮ首脳会議で、高市総理は、日ＡＳＥＡＮサイバーセキュリティ能力構築センターを通じた取組を強化していくことを表明しました。

●引き続き、同盟国・同志国や国際機関とも連携して、インド太平洋地域を中心に、トレーニングの実施や知見・経験の提供といった取組を推進していきます。

結語

●こうしたサイバー外交の取組を効果的に推進できるよう、日本は、引き続き同盟国・同志国とのサイバー協議や多国間の枠組みを活用し、情報共有や協力の具体化を進めていきます。

●同時に、民間企業や専門家、研究機関などの様々なステークホルダーの知見や能力が、日本全体でサイバーセキュリティを推進していくためには不可欠です。

●この観点から、この会議の開催を心から歓迎するとともに、御出席の皆様との更なる協力への期待を述べさせていただき、私からの御挨拶の結びとさせていただきたいと思います。

●御清聴ありがとうございました。